

# 安全性向上評価制度の見直し に関する事業者の受け止め

2026年3月27日

原子力エネルギー協議会

# 1. 全体的な受け止め

- 事業者は、安全性向上評価制度の運用開始以降、自主的な安全性向上策の策定・実施を進めるとともに、NRA等とのコミュニケーションから得られた気づきを活動に反映するなど、本制度を活用した安全性向上に取り組んできている。また、炉安審・燃安審において意見提示や有識者等との議論を行うことで、制度の改善にも積極的に関与してきている。
- 制度の改善に関しては、炉安審・燃安審から示された助言※<sup>1</sup>（以下、助言）のうち、短期的な見直し事項として実施された関係規則・ガイドの改正（2025.5）を受け、その後4件の届出※<sup>2</sup>を行ってきた。**これらの届出を通じて、運用面の改善により、安全性向上に係る活動へより重点的にリソースを配分できるようになったことを確認している。**こうした成果は、NRAをはじめとする関係者による丁寧な検討と、着実な議論の積み重ねによるものと受け止めている。

⇒ 2

- なお、助言のうち、中長期的な検討事項については、NRAにおける検討状況を確認しながら、事業者として必要な検討や議論を進めていく。

⇒ 3

※1：「発電用原子炉施設の安全性向上評価制度のあり方や運用の見直しについて」（2024.7.5）

※2：川内2号機（2025.6届出）、高浜2号機（2025.9届出）、美浜3号機（2025.12届出）、大飯3・4号機（2026.3届出）の4件  
なお、改正内容の一部には、改正前から事業者独自に取り組んできた項目も含む

## 2. 短期的な見直し事項に関する受け止め

- 関係規則・ガイドの改正対象となった助言 2、3、4、5、7については、下表のとおり、改正後の運用により、**より実効的に安全性向上の取り組みを示すことにつながっている**。
- **現時点では課題はない**が、改正後の届出実績は限定的であることから、今後も取組みを進める中で状況を確認し、必要に応じてさらなる改善や意見提示を行っていく。

助言	規則・ガイド改正内容※ <sup>1</sup>	事業者の取組状況
2	「安全規制によって法令への適合性が確認された範囲」を説明する資料の合理化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 川内2号機（2025.6届出）以降、改正後の内容で届出。<b>許認可申請書等の二重管理の解消※<sup>2</sup></b>により、<b>より実効的に安全性向上の取り組みを示すことにつながっている</b>。</li> <li>• <b>現時点では課題はなく、継続して取組みを進めていく</b>。</li> </ul>
3	国内外の最新の科学的知見及び技術的知見の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本助言に関しては改正前より、改正後の内容で届出。<b>記載の充実により、より実効的に安全性向上の取り組みを示すことにつながっている</b>。</li> <li>• <b>現時点では課題はなく、継続して取組みを進めていく</b>。</li> </ul>
4	評価単位、届出単位、評価時期、届出時期の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 川内2号機（2025.6届出）以降、改正後の内容で届出。2プラントの取りまとめを行った大飯3・4号機（2026.3届出）では、<b>重複記載の統合により、より実効的に安全性向上の取り組みを示すことにつながっている</b>。</li> <li>• <b>現時点では課題はなく、継続して取組みを進めていく</b>。</li> </ul>
5	PSR（定期安全レビュー）の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本助言に関しては改正前より、改正後の内容で届出。<b>国際標準との整合により、より実効的に安全性向上の取り組みを示すことにつながっている</b>。</li> <li>• <b>現時点では課題はなく、継続して取組みを進めていく</b>。</li> </ul>
7	「設計の古さ」への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本助言に関しては改正前より、改正後の内容で届出。<b>評価の充実により、より実効的に安全性向上の取り組みを示すことにつながっている</b>。</li> <li>• <b>現時点では課題はなく、継続して取組みを進めていく</b>。</li> </ul>

※1：「発電用原子炉施設の安全性向上評価制度の見直し状況」（2025.5.30 第19回原子炉安全基本部会・第13回核燃料安全基本部会）

※2：あわせて、ガイド改正により不開示情報についてマスキング処理による対応が可能となったことも、従来、不開示情報を公開可能な形に編集していた運用と比べ、許認可申請書等を添付する際の運用面の改善の一つとなっている

### 3. その他の助言に関する状況

- 前ページに示した助言以外のうち、中長期的な検討事項として整理されている助言 1、6 については、NRAにおける検討状況を確認しながら、事業者として必要な検討や議論を進めていく。
- 具体的には、**助言 1 は「実用発電用原子炉の許認可制度等に関する見直し」※<sup>1</sup>において、既に意見提示を含む対応を開始しており、今後も検討の進捗に応じて対応していく。助言 6 は、NRAにおける検討状況を踏まえつつ必要に応じて検討や議論を進めていくとともに、各事業者がこれまで改善や工夫を重ねながら取り組んできている事項について、継続して取り組んでいく。**

助言		現在の状況・事業者の予定	
1	中長期的な安全性向上評価制度のあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 規制と自主的取組が担うべき範囲の見直しも視野に入れつつ、継続的な安全性向上評価のための率直なコミュニケーションの実績を積み重ねていくこと。</li> <li>○ その結果も踏まえ、安全性向上評価制度と審査・検査等を含めた規制制度の全体を、発電用原子炉施設の安全を確保する上で適切な形は何かという観点で改めて検討すること。その際、事業者の自主的な安全性向上へのインセンティブが働くような仕組みを検討するとともに、効果的な運用ができるような規制当局の体制を検討すること。</li> <li>○ そのような検討に役立てるため、海外の制度の実状を調査すること。また、令和7年度下期予定のIAEA 総合規制評価サービス（IRRS）ミッションにおいて、安全性向上評価制度についてその運用状況を含め説明すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本件は、中長期的な見直し事項として整理されている。</li> <li>• 「実用発電用原子炉の許認可制度等に関する見直し」において、既に事業者意見提示を含む対応を開始しており、今後も検討の進捗に応じて対応していく。</li> </ul>
6	届出のコミュニケーションツールとしての活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者と規制当局との間で、届出の内容について、安全性向上の取組をさらに高めるような形での意見交換を行うこと。その際、意見交換の対象は重要な点に絞り込むとともに、対等で率直な意見交換となるような場の工夫をすること。</li> <li>○ 本制度の目的の1 つでもある社会全体による事業者の活動の監視に資することを念頭に、事業者が、本届出の内容を活用しつつ、地元自治体や住民に自らのプラントの安全性及びその向上に関する取組について、適切なコミュニケーションを図るよう懇諭すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本件は、中長期的な見直し事項として整理されている。</li> <li>• 1点目については、NRAにおける検討状況を踏まえつつ、必要に応じて検討や議論を進めていく。また、2点目については、各事業者がこれまで改善や工夫を重ねながら取り組んできていること、今後も継続して取り組んでいく。</li> </ul>
8	今後の対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全性向上評価制度のあり方や運用の見直しに関する助言への対応状況について、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会に随時報告すること。</li> </ul>	—

※ 1：「実用発電用原子炉の許認可制度等に関する見直し（第1回）」（2025.11.19 第41回原子力規制委員会）他

## 4. まとめ

---

- 今後も、改善や工夫を重ねながら、さらなる安全性向上に継続して取り組んでいくことは事業者の責務である。このため、BWRプラントでの初回届出を含め、取り組みを着実に積み重ね、制度を活用した継続的な安全性向上に努めていく。
- 短期的な見直し事項（関係規則・ガイドの改正項目）については、より実効的に安全性向上の取り組みを示すことにつながっている。今後も取組みを進める中で状況を確認し、必要に応じてさらなる改善や意見提示を行っていく。
- 中長期的な検討事項については、NRAにおける検討状況を確認しながら、事業者として必要な検討や議論を進めていく。